

第 1 章 ～ 基礎編

本県における「がんに関する教育」の基本的な考え方をまとめました。



I 本県が目指す「がんに関する教育」の基本的な考え方

1 「がんに関する教育」の必要性

生涯のうち国民の二人に一人がかかると推測されるがんは、本県の進める「健康長寿社会づくり」においても重要な課題の一つであり、健康に関する基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつあります。また、がんは日本人の死亡原因の1位であるにも関わらず、児童生徒の、がんそのものに対する理解やがん患者に対する正しい認識が不十分であるとの指摘もあります。

このようなことから、がんについての理解を深め、がんを学ぶことを通じた健康教育を推進し、健康に対する関心をもち、適切な態度や行動ができる児童生徒を育てることが強く求められています。

2 目指す子どもの姿

がんを理解し、健康といのちの大切さを考える子ども



「がん」について学ぶことを通して、健康教育を推進することが大きな目的です。

3 「がんに関する教育」の目標

【保健学習を中心に】

① がんに関して、正しく理解できるようにする。

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもつとともに、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。

また、がんに関する学習を通して、他の様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に努める態度を育成する。

【学級活動、総合的な学習の時間、道徳の時間を中心に】

② 健康といのちの大切さ（がんを含めた病気に関する内容）について主体的に考え、行動できる態度を育成する。

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々の生活に触れること等を通して、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方について自ら考え、共に生きる社会づくりに貢献しようとする態度を育成する。

4 授業実施時数の目安

① がんを正しく理解する学習（保健学習）・・・年間1時間

② 健康といのちの大切さについて考える学習（学級活動等）
・・・年間1～2時間

5 指導内容の取扱い

○ 「がんに関する教育」の指導内容の取扱い

「がんに関する教育」の指導については、多様な要素を含んでいることから、特定の教科等のみで全てを網羅することはできない。

このようなことから「がんに関する教育」は、体育科・保健体育科はもとより、特別活動や道徳、総合的な学習の時間等、様々な教科及び領域等を関連付けながら、横断的に指導を行う必要がある。

○ 各校種における「がんに関する教育」の取扱い

「がんに関する教育」については、二人に一人ががんになる状況を踏まえ、小学校、中学校、高等学校等の発達の段階に応じて、系統性を意識しながら、確実に指導を行う必要がある。

小学校では「身近な生活」についてより実践的に、中学校では「個人生活」についてより科学的に、高等学校では「個人及び社会生活」についてより総合的に学習するという体系をしっかりと踏まえることも重要である。

6 家庭・地域との連携

児童生徒の、健康と命の大切さについて自ら考え、学んだことを生かしながら主体的に行動する態度や能力を育成するためには、学校での教育活動はもとより、家庭や地域への働きかけが必要となってくる。

このようなことから、児童生徒のがんに関する実態や課題、さらには学校における「がんに関する教育」の内容等について、家庭や地域に積極的に情報を発信し、理解と協力を得ることは極めて重要である。

7 個別的な相談（配慮が必要な事項）

指導を行う際には、当該学級に以下のような児童生徒が在籍している場合、十分な配慮が求められる。

- ・ 小児がんにかかっている。
- ・ 小児がんにかかったことがある。
- ・ 家族にがん患者がいる。
- ・ 家族をがんで亡くしている。
- ・ 家がたばこ農家を営んでいる。

その他、生活習慣が主な原因とならないがん（小児がん等）や、がん以外の難病等があることも十分踏まえた上で、指導する必要がある。

II 学習指導要領における「がんに関する教育」に係る記載（抜粋）

小学校「第5学年及び第6学年」 教科：体育（保健領域）

（3）病気の予防について理解できるようにする。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

中学校「第3学年」 教科：保健体育（保健分野）

（4）健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかかわりがあること。

高等学校 教科：保健体育（科目保健）

（1）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。

喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

（2）生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。

